

復興庁行政事業レビュー行動計画

平成25年5月30日
平成26年4月9日改訂
平成27年4月30日改訂
平成28年4月13日改訂
平成29年4月18日改訂
平成30年4月17日改訂
平成31年4月9日改訂
令和2年4月16日改訂
令和2年8月4日改訂
令和3年4月12日改訂
令和4年4月5日改訂
令和5年5月30日改訂
令和6年5月30日改訂
令和7年5月1日改訂
令和8年4月8日改訂
復興庁

復興庁における行政事業レビュー（「行政事業レビューの実施等について」（平成25年4月5日閣議決定）に定めるものをいう。以下「レビュー」。）は、「行政事業レビュー実施要領」（平成25年4月2日行政改革推進会議策定、令和8年3月31日改正）（以下「実施要領」）及びこの行動計画により実施するものとする。なお、用語の定義は実施要領により、実施要領にない用語は本文書中に定義する。

I レビューの取組体制

復興庁におけるレビューは、以下の復興庁行政事業レビュー推進チーム（以下「チーム」）を中心とした体制で実施する。なお、主担当は統括官付参事官（予算会計企画担当）とする。

《復興庁行政事業レビュー推進チーム》

統括責任者： 統括官
副統括責任者： 統括官付審議官
メンバー： 統括官付参事官（予算会計企画担当）、
統括官付参事官（EBPM推進担当）、
統括官付参事官（政策評価担当）

II 事業の点検等

1. 行政事業レビューシートの作成
 - (1) 事業単位の整理

チームは、原則、毎年4月中旬を目途に、点検の対象となる事業の単位を整理する。

(2) 行政事業レビューシートの作成

レビューの対象となる事業については、当該事業を所管する参事官等が、「行政事業レビューシート」を作成する。復興庁一括計上予算事業（復興庁設置法に基づき復興庁が一括して確保した予算を、当該事業を担当する府省庁に移替えて執行する事業。以下、「一括計上事業」。）については、当該事業を執行する府省庁の協力を得て行政事業レビューシートの作成を行う。

2. 外部有識者及びチームによる事業の点検

(1) 外部有識者による点検

チームは、実施要領に定められた外部有識者点検対象事業について、別途指名する外部有識者によって構成される「復興庁行政事業レビュー外部有識者会合」（以下「外部有識者会合」）を設置し、点検を求める。

(2) 公開プロセスの実施

- ① チームは、毎年6月中を目途に公開プロセスを実施することとする。一括計上事業については、担当府省庁の協力を得て公開プロセスを実施することとする。
- ② 公開プロセス対象事業の選定に係る外部有識者会合については、毎年4月を目途に開催することとする。

III 基金の点検等

1. 「基金シート」、「公益法人等に造成された基金の執行状況一覧表」及び「地方公共団体等保有基金執行状況表」の作成

(1) 作成対象となる基金の整理

チームは、「基金シート」、「公益法人等に造成された基金の執行状況一覧表」及び「地方公共団体等保有基金執行状況表」の作成対象となる基金事業の単位を整理する。

(2) 「基金シート」等の作成

対象となる基金については、当該基金を所管する参事官等（以下「基金所管部局」）が、「基金シート」、「公益法人等に造成された基金の執行状況一覧表」及び「地方公共団体等保有基金執行状況表」を作成する。一括計上事業により造成された基金については、当該基金を所管する府省庁が、「基金シート」、「公益法人等に造成された基金の執行状況一覧表」及び「地方公共団体等保有基金執行状況表」を作成し、チームにおいてとりまとめる。

(3) 外部有識者による点検

チームは、「基金シート」について、外部有識者会合に点検を求める。

2. 「出資状況表」の作成

(1) チームは、作成対象となる国からの出資を整理する。

(2) 対象となる出資については、国から出資を受けた法人等を所管する参事官等が、「出資状況表」を作成する。一括計上事業による出資については、当該法人等を所管する府省庁が、「出資状況表」を作成し、チームにおいてとりまとめる。

IV その他

1. 政策評価及び経済・財政一体改革との連携

レビューの実施に当たっては、事業単位の整理や点検などにおいて、政策評価及び経済・財政一体改革との関連性に留意しながら行うものとする。

2. 計画の見直し

この計画は、進捗状況や他府省庁の取組を参考とし、必要に応じ、適時、所要の見直しを行うものとする。

特別な事情により、本計画のスケジュールによりがたい場合は、柔軟に対応するものとする。